

## 長瀬町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務委託公募型プロポーザル実施要項

### 1 事業の趣旨

長瀬町では、人口減少、少子高齢化が進展する社会においても、「いつまでも暮らしたいまち」、「いつまでも活力のあるまち」、「いつまでも輝き続けるまち」の実現を進めるため、外部人材の視点や活動を地域のにぎわい創出に活かす地域おこし協力隊員を設置する。

本事業は、地域と融和しチャレンジする熱意ある人材で、移住定住の促進、地域ブランディング創出、SNS等を活用し本町の魅力を発信する人材の確保を目的として、地域おこし協力隊員採用及び活動支援に向けた取り組みを強化するものである。

### 2 業務概要

- (1) 業務名 長瀬町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり  
※契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部変更する場合がある。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 契約限度額 5,286,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

(契約限度額内訳)

#### ア 地域おこし協力隊募集

上限額 3,290,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

#### イ おためし地域おこし協力隊(2泊3日以上)

上限額 1,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、本業務は任意提案業務とし、提案がないことをもって失格又は参加資格を欠くものとはしない。実施の有無、実施内容及び実施時期は、応募状況、募集業務の進捗状況、受託事業者の提案内容等を踏まえ、町と受託事業者が協議の上、町が決定する。

#### ウ 地域おこし協力隊伴走支援

月額上限 166,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

総額上限 996,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、実施月数は令和8年10月1日から令和9年3月31日までの最大6か月を想定とするが、地域おこし協力隊員の採用状況、着任時期、募集業務及びおためし地域おこし協力隊の実施状況等により変動するものとし、委託料は実際に履行した業務内容及び実施月数に応じて支払うものとする。

#### (5) 担当部署及び問合せ先

〒369-1392

埼玉県秩父郡長瀬町大字本野上 1035 番地 1

長瀬町企画財政課企画担当：本間・村田・宮崎

電話：0494-69-1100 FAX：0494-69-0894

電子メール：kikaku@town.nagatoro.saitama.jp

### 3 参加資格

- (1) 令和7・8年度長瀬町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 長瀬町の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成25年長瀬町告示第48号)により指名停止措置を受けていない者。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行っていないこと。
- (7) 長瀬町の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成25年長瀬町告示第38号)による指名停止措置を受けていないこと。
- (8) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (9) 地方公共団体における地域おこし協力隊関連業務を受託し、完了した実績があること。

### 4 プロポーザル実施の手続き

#### (1) 実施スケジュール

ア 実施要項等の公表	令和8年6月1日(月)
イ 実施内容等に関する質問受付期限	令和8年6月17日(水)午後5時必着
ウ 質問に対する回答	令和8年6月30日(火)
エ 参加表明書/企画提案書の提出期限	令和8年7月6日(月)午後5時必着
オ プレゼンテーション(予定)	令和8年7月17日(金)
カ 審査結果の通知・公表	令和8年7月下旬

#### (2) 質問・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、質問書(様式第1号)により電子メールで提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和8年6月17日(水)午後5時必着

イ 質問方法：電子メールにより、2業務概要(5)に記載の担当部署及び問合せ先に提出すること。

ウ 回答期日：令和8年6月30日(火)

エ 回答方法：長瀬町ホームページに掲載する。

#### (3) 参加手続き方法

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及びその他の必要書類を提出し、参加資格の有無について町長の確認を受けなければならない。

ア 提出書類

(ア)参加表明書(様式第2号)

(イ)提案者概要書(任意様式。会社概要等)

イ 提出部数：1部

ウ 提出期限：令和8年7月6日(月)午後5時必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

エ 提出場所：2業務概要(5)に記載の担当部署及び問合せ先

オ 提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時まで)又は郵送(簡易書留郵便に限る。)

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※なお、参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8年7月6日(月)午後5時までに辞退届(様式第3号)を提出すること。

#### (4) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後に、長瀬町プロポーザル企画提案書提出依頼通知書により企画提案書の提出を求められたものは、仕様書及び以下のア～オに基づいて企画提案書を作成し、持参(平日の午前9時～午後5時)又は郵送により提出すること。

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

ア 提出期限：令和8年7月6日(月)午後5時必着

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出場所：2業務概要(5)に記載の担当部署及び問合せ先

ウ 企画提案書は、原則としてA4版用紙にカラー印刷をすることとし、A3版用紙を使用する場合には、片袖折りでA4版サイズに折り込むこと。

エ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。

(ア)企画提案内容(目的、効果、訴求ポイント等)

(イ)実施計画及び全体のスケジュール

(ウ)業務遂行人員体制

(エ)類似事業の業務実績

(オ)見積書(内訳を可能な限り詳細に記載すること)

オ 企画提案書は1者1提案とする。

カ 企画提案書の提出部数は、6部(正本1部、副本5部)とする。なお、審査の公平を期すため、副本には社名及び参加者名を記入しないこと。

キ 提出の際に、長瀬町長宛て見積書の正本1部(代表者印を押印)を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する(諸経費や消費税も区別する)とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

#### (5) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、長瀬町情報公開条例(平成14年条例第3号)に基づく公文書開示請求の対象となる。

- エ 町は必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書の提出をもって、実施要項等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。
- ケ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権などは日本国の法令に基づいて保護される。第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 5 選考方法等

### (1) 一次審査（企画提案書等の書面審査）

本プロポーザルの参加者が5者以上となった場合、別表「審査基準」により、企画提案書等を書面審査し、上位4者を選定する。

※書面審査の結果については、参加したすべての業者に電子メールで通知するものとし、審査結果についての問合せ及び異議申し立ては受け付けない。

※一次審査を通過した者に対して、二次審査（プレゼンテーション）を依頼する。

### (2) 二次審査（プレゼンテーション）

長瀬町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、一次審査で選定した者について、企画提案書等及びこれらに基づくプレゼンテーション等の内容を踏まえ、「(3)．審査基準」により審査を行う。合計得点が最も高い参加者1者を受託候補者とする。

※合計得点が1位となった参加者が複数ある場合は、その者のうち、見積金額が最も低い参加者を受託候補者とする。この際、見積金額が最も低い参加者が複数ある場合は、委員会の議決により受託候補者を決定する。

※全ての参加者から適切な提案がない場合（「(3)．審査基準」にある項目の合計配点の60%未満）には、受託候補者を選定しない。

※審査の結果は書面をもって通知するものとし、審査結果についての問合せ及び異議申し立ては受け付けない。

### (3) 審査基準

別表「審査基準」のとおり

### (4) プレゼンテーションの実施

企画提案書に関するプレゼンテーションの実施場所は長瀬町役場3階大会議室とし、時間については、別途通知する。

また、プレゼンテーションに要する時間は、準備時間を含め30分以内とする。その後、質疑応答の時間を15分程度設ける。なお、プレゼンテーションは提出された企画書内容と同様のものとし、原則非公開とする。

※プレゼンテーションの実施にあたり必要となるスクリーン、プロジェクター、プロジェクター用ケーブル、電源は町が準備する。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本実施要項に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 見積書の金額が2(4)の契約限度額を超える場合（地域おこし協力隊募集、おためし地域おこし協力隊（2泊3日以上）、地域おこし協力隊伴走支援のいずれかの限度額を超えた場合も含む。）

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

(1) 受託候補者選定後、参加者全員に審査結果を通知するとともに、審査結果について長瀬町ホームページに公表する。

(2) 前項の規定により選定されなかった者が通知を受けたときは、当該通知日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に書面(任意様式)により、町長に対して非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、項目ごとの採点についての疑義は認めない。

(3) 前項への回答は、同項期限の翌日から起算して10日(休日を除く。)以内に書面により行う。

7 契約手続

(1) 契約候補者に選定された者と長瀬町の間で、業務等の内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合契約を締結する。

(2) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届(様式第3号)を提出させること。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。

8 その他留意事項

本実施要項に定めのない事項又は本実施要項に疑義が生じた場合は、協議により定める。

別表 長瀬町地域おこし協力隊募集及び伴走支援業務委託審査基準

審査項目	評価内容
1 業務内容の理解度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の目的や内容、地域の特徴を理解しているか。</li> <li>・ 地域おこし協力隊の制度や背景、課題等を把握しているか</li> </ul>
2 提案内容の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域おこし協力隊の採用予定人数に対し十分な応募者数を確保できる提案内容か。</li> <li>・ 応募者へ本事業の目的、町の魅力が伝わる提案になっているか。また、着任後の支援及び任期満了後の地域定着を見据えた提案がなされているか。</li> </ul>
3 業務内容の確実性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去に類似の業務で良好な実績を上げているか、同等の成果が期待できるか。</li> <li>・ 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があるか。</li> </ul>
4 業務遂行の安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務を安定的に遂行できる実施体制、実施スケジュール等の業務環境となっているか。</li> <li>・ 本業務に有益性が認められる資格や経歴等を有した担当者が配置されるか。</li> </ul>
5 見積額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必須業務に係る見積額が、業務内容に見合った適切なものであるか。</li> <li>・ 地域おこし協力隊募集支援業務及び伴走支援業務について、総額、月額単価及び明細における積算根拠が妥当であるか。</li> <li>・ おためし地域おこし協力隊を提案する場合は、その見積額及び積算根拠が提案内容に照らして妥当であるか。ただし、当該業務は任意提案業務とし、価格評価に当たっては必須業務の見積額を基本とする。</li> </ul>